

県内避難者なお185人

東日本大震災の発生から8年を迎えた11日、県内でも多くの人が震災の犠牲者を悼み、被災地の復興を願った。

「賠償問題収束せず」

原発事故弁護士が会見

東京電力福島第一原発の事故で、県へ避難してきた人たちの東電への損害賠償請求について、福井弁護士が11日、福井市宝永4丁目

復興庁によると、2月7日現在、東日本大震災による県内への避難者は185人。福島に戻る意思がある人に限られており、帰宅を諦めた人などは含まれてい



東日本大震災

「事が起これば私たちがのような人生まれる」

福島県双葉町から震災の4日後に夫と長女、長男とともに坂井市に避難した川崎葉子さん(68)も会見に同席した。約3年前に一家で福島県いわき市へ戻ったが、福島での生活は以前と大きく変わった。

夫は双葉町で歯科医院を営み、祖母の代から通っている患者も多かった。



思いを語る川崎葉子さん
福井市宝永4丁目

福島・双葉町から避難 川崎さん

た。正月には一族が集まり、自宅の仏壇に手を合わせた。だが、双葉町はいま、帰還困難区域。通行証などがあれば自宅には戻れるが、当時の暮らしはもうそこにはない。「2011年3月11日の朝から、私は一度も『家』に戻っていません」

坂井市での避難生活は5年。歯科医の夫にはフランクとなり、治療に通って来ていた患者たちも全国に散った。年齢的にも、医院の再開は不可能だ。「仕事ができない夫を見ているのはつらい。いくらお金で賠償してもらっても、解決できないんです」

汚染土の中間貯蔵施設建設のため、双葉町の自宅は4月に取り壊される。「手を合わせる場所がなくなり、本当の意味でふるまひがなくなってしまう。いったん事が起これば、私たちのような人間が多く生まれる。それは知っておいてほしい」

(南有紀)

ないという。福井弁護士は原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)を通じて7世帯26人、法人1社の15件の和解を成立させた。1件は協議中で、近く2件を新たに申し立て予定だという。

全国的には、センターの和解案を東電が拒否する事例が相次いでいる。弁護士長の円居愛一郎弁護士は「事故から8年が経った今でも、避難者への適正な賠償のあり方という問題は収束していない」と話す。

問い合わせは弁護士事務所のみどり法律事務所(0770-21-0252)か、避難者支援にあたる「ひとりじゃないよプロジェクト・福井」の内山秀樹さん(090-5171-6410)へ。(南有紀)